

四 「薩摩藩の財政・経済政策と明治維新―御宝蔵格護金を

めぐって」(平成二八年度)

東京大学大学院 博士課程 福元 啓介

論文の概要

【研究テーマ】 薩摩藩の財政・経済政策と明治維新 ―御宝蔵格護金をめぐって―	
【氏名】 福元 啓介	【所属】 東京大学大学院人文社会系研究科日本文化研究専攻
〔はじめに〕 本研究は、これまでの研究で通説とされてきた「調所広郷の改革によって生じた財政的余裕こそが幕末薩摩島＝島津斉彬・久光の政策を支えた」とする幕末薩摩像について、調所の改革の成果である「御宝蔵格護金」に注目することで再検討を行うものである。斉彬や久光が調所の改革の成果を継承していくなかで浮き彫りとなった諸課題を明らかに、幕末薩摩の財政上の特質を明らかにした。	
〔本 論〕 第一章では、前提として天保期に調所広郷の改革によって設けられた国許の 50 万両の備蓄＝「御宝蔵格護金」の基本的な性格を明らかにする。前提として天保期における調所の改革を分析することで、島津重豪・斉興の命によって設けられた御宝蔵格護金は大きくその取扱いが規制される存在であることを確認し、ついでこれが島津斉彬期に継承・活用される契機を、国許支出との関係のなかで検討する。安政年間に御宝蔵格護金の再把握が進められる様子を、江戸と国許とのやり取りの中から分析する。 第二章では、そのような再把握を経て斉彬によって行われた御宝蔵格護金活用が実態、およびそこで生じた諸問題について分析する。調所の改革の成果を継承するということが斉彬にどのような課題として受け止められていたのか、史料からわかる御宝蔵格護金活用の論理を中心に検討する。そしてその背景に斉彬藩政の抱えた構造的問題があったことを確認し、さらにそれらが克服されていく時期として文久年間以降の島津久光期を位置づける。久光のもとでの御宝蔵格護金活用の実態およびその背景を検討し、改めて幕末薩摩の財政運営における調所改革の継承と克服の問題について考察する。	
〔まとめ〕 調所広郷の改革により形成された「御宝蔵格護金」は、天保 15 年までに 50 万両の予定額に達し国許の城内二ノ丸の蔵に備え置かれたものである。これは重豪・斉興の権威に強く規制される性格を有していた。斉彬期には集成館事業などに伴う国許支出の膨張に対応すべく御宝蔵格護金の活用が模索され始める。斉彬は古金繰替を構想するが、格護金に施された権威付けが高度な政治的判断を要求した。斉彬は篤姫の婚礼費用の拠出を通じてその活用を実現するが、あくまで一時的な建て替えを名目とし、将来における補填が前提とされるなどなお課題を残すものだった。背景には、格護金に権威を施した斉興の存在と、斉彬期の行財政運営体制が、人員的にも組織的にも調所期のを引き継いだことからくる限界があった。こうした調所期の継承をめぐる諸課題は、古金繰替の構想と併せて久光期に引き継がれ克服されていく。文久期には長崎における外国貿易に格護金が利用され、斉彬の構想であった古金繰替も行われるようになった。	

薩摩藩の財政・経済政策と明治維新

——御宝蔵格護金をめぐって——

福元 啓介

はじめに

薩摩藩の天保改革は、「大隠居」島津重豪⁽¹⁾、藩主・島津斉興の信任のもと、側用人調所広郷(笑左衛門)を改革主任として文政十一年(一八二七)から開始された。窮乏の極地にあった藩財政状況を克服すべく、重豪からは改革の三目標として以下のように調所に指示が与えられた。すなわち、①金五〇万両の備蓄、②これとは別途に御手当金・非常手当金の備蓄、③五〇〇万両に及んだ江戸・大坂・国許の古借証文の取返し、である⁽²⁾。これをうけ、調所のもとで行われた薩摩藩による天保改革の具体的な政策としては、砂糖専売制の強化・三都藩債の二五〇ヶ年賦償還などが実施された。改革は調所が江戸で死去する嘉永元年(一八四八)まで、農政・軍制ほか多方面にわたって展開される⁽³⁾。そして三都の銀主や南西諸島の住民らの多大な犠牲のうえで上記①②③の目標は調所の存命中にすべて達成されることとなった。ところで、この改革の結果生じた財政面での蓄積こそ、斉興のあと藩主となった島津斉彬による多彩な近代化事業を支え、幕末薩摩の様々な活動を可能としたとするのが通説的な理解である⁽⁴⁾。しかしながら、このような財政面における斉興期―調所

の改革から斉彬期への継承をめぐる問題については、これまでの先行研究で具体的な検討がなされたとは言い難い。砂糖専売制の整備や、藩債整理によって財政運営の阻害要因が排除されたこと、また国許に巨額の資金の蓄積がなされたことなど、後年の史料でしばしば述べられる著名な改革の成果でもって、漠然とこれらが斉彬期以降へと受け継がれ、活用されたとしている感は否めない⁽⁵⁾。しかし、島津斉彬は集館事業⁽⁶⁾などの独自の施策を打ち出すいっぽうで、三島砂糖専売制を踏襲しさらにこれを強化するなど、農政をはじめとして斉興・調所体制の政策を引き継ぐ側面も少なくなかった⁽⁷⁾。では、財政面においても斉彬は前代から何を、どのように受け継ぎ、あるいは受け継がなかったのか。個別の政策はもちろん、それを支える行政機構や財政構造のありかたにも着目し、史料に即した分析を行う必要があると考える。

そこで本稿では、島津斉彬が調所から受け継いだ財政上の問題として、調所の改革で形成された「御宝蔵格護金」について注目し、検討を行いたい。詳しくは後述するが、この「御宝蔵格護金」とは上記改革の三目標①の成果にあたるもので、国許の鹿児島に備蓄された巨額の資金である。その活用についてはこれまで芳即正氏などが言及しているが、なお断片的なものにとどまる⁽⁸⁾。よって本稿では、この「御宝蔵格護金」が斉彬期に再把握され、その活用が図られてゆく経緯を分析する。そのうえで、続く久光期までを展望するかたちで斉彬期の財政運営の特質や課題について検討を行い、改めて財政面からみた幕末薩摩の特質について

も明らかにしたい。

第一章 「御宝蔵格護金」の形成と継承——斉興から斉彬へ

第一節 調所広郷の改革と「御宝蔵格護金」の形成

「はじめに」では、天保改革を行うにあたって調所広郷が島津重豪から命じられた三ヶ条の目標について触れた。このうち藩債整理を除く二ヶ条は藩庫への資金の備蓄を命じるものであった。本章ではまず、この調所期に形成されたという資金、通称「御宝蔵格護金」について基礎的な分析を行う。

次に示す「史料1」は、改革を命じる島津重豪の指示に対し、調所が若干の意見を付して拝命した請書である。三ヶ条の一つ書き（但し書は除く）が重豪・斉興による指令にあたり、同文が「栄翁様（重豪）・宰相様（斉興）御両公ヨリ広郷江被命御書写」として残っている⁽⁹⁾。そしてその三ヶ条に対してなされた但し書き部分が拝命の際の調所の意見であり、「」内は本史料の原編者（調所の腹心である海老原清熙と思われる）の付した註記だが⁽¹⁰⁾、理解の助けとなるので残している（括弧内および傍線は筆者）。

「史料1」「調所広郷履歴」⁽¹¹⁾

写

一、金五拾万両

右卯年（天保二年）ヨリ来ル子年（天保十一年）迄相
備候事

但年之豊凶ニ依テ八年々御積金多少ハ可有御座候
得共、十ヶ年目ニハ都合可仕候

一、金納（一名御手伝金トモ唱フ）并非常手当（軍用金）別
段有之度事

一、古借証文取返シ候事（大坂・江戸及ヒ鹿児島等、右新負
債）

但銀主共存慮ニ寄応対出来兼候分ハ不及是非、併夫々渡
方相整御差支無之様取計候ハ、取返候モ同様ノ儀ト奉
存候

（中略）

右者思召ヲ以テ被為仰付、格別成極密御内用之御趣意汲
受奉畏候、仍御受証如件

天保元年寅十二月

調所笑左衛門
広郷印判

一条目・二条目が資金の備蓄を命じたもので、但し書部分で調所は金五〇万両の備蓄は十ヶ年で完了できると見込んでいる。しかし、備蓄は改革当初こそ調所の見込み通り順調であったものの、砂糖直段の下落などもあって難航した。最終的に五〇万両が完備したのは天保十五年（一八四四、十二月弘化に改元）となつてからであった。この時の調所の報告書が次に示す「史料2」となる。

〔史料二〕「調所広郷履歴」⁽¹²⁾

御前二御届申上候

一、小判金五拾万両也

右者御改革被仰付、御産物直増等取扱年々御常式御臨時御入用者相備、其外別段金百万両極内々御積金相備候様、併先ツ此涯五拾万両濱村孫兵衛申談御積金取計候様被仰付、御請書差上申候付、年々御常式御臨時外別段御金差分置候処、此度全備仕、御国元并当所両御宝蔵へ御格護仕置候間、此段御届奉申上候、以上

辰三月三日

調所笑左衛門

天保十五甲辰三月、大坂於御休息所御直ニ差上候事

本史料によると、芳即正氏も指摘するように⁽¹³⁾ 備蓄命令が五〇万両から一〇〇万両へと増加しているかのように見え、大坂・国許の両所で五〇万両ずつを備蓄する計画となっていたようにも思われる。しかし次に示す史料を併せて考えると、基本的には国許における五〇万両の完備が念頭にあったのではないだろうか。次に示す「史料三」および「史料四」は、明治十五年（一八八二）に調所の腹心であった海老原清照が回顧したものである。

〔史料三〕「調所笑左衛門広郷履歴概略」⁽¹⁴⁾

一、小判金五拾万両御積金ハ、御届書後、都テ大阪ヨリ中国陸地被差廻、御国元着ノ上、外御庭御宝蔵へ相納メ、齊

興公御朱印之御切封ヲ以テ不殘宗之丞詰替、御蔵鑰箱モ両掛ニ箱入ニシテ表御番所へ格護相成候

〔史料四〕「海老原雍齊組御取調書類草稿」⁽¹⁵⁾

一、小判金五十万両

右ハ、改革ノ初ヨリ広郷へ命セラレタル三ヶ条ノ大事件ナリシヲ以テ、城内宝蔵へ齊興ノ朱印ノ切封ニテ納メ、追テ百万両ニ及ヒタル日、此金ハ国家ノ大事ニ非レハ用ヒサル至重ノ書ヲ添へ置ク事ヲ命セラレタリ、是西海ノ大藩琉球ヲ兼領シ、外寇防禦ノ備へニ供セラレントノ意ナリ

海老原によれば、調所によって備蓄された資金は大坂で一時的に保管されたのち、「届書」（「史料二」にあたるか）の提出後はすべて中国路を陸送し、国許に到着ののちは「外御庭御宝蔵」に藩主齊興の「朱印之御切封」をなして納め、その「御蔵鑰箱」は表御番所で管理したという。一〇〇万両はあくまで目標であり、「史料二」で完備したのはそのうち当初の目標であった五〇万両で、完備の後は国許へすべて送ったと考えられる。

ともかく、調所が国許に五〇万両を完備したことは確かなようである。そしてこの資金は「史料三・四」にあるように「外御庭御宝蔵」Ⅱ「城内宝蔵」（以下、御宝蔵）に藩主齊興の朱印の切封を付して納められ、国家の大事Ⅱ琉球を擁することに伴う「外

寇防禦ノ備へ」にでなければ用いることを許さないという「至重ノ書」を添えて備えおかれることとなった。この「御宝蔵」は国許では鹿児島城の二ノ丸郭内に美麗堅固に設けられた土蔵であったという⁽¹⁶⁾。

こうして備え置かれた「御宝蔵格護金」と称されるこの資金は、調所の残した改革の成果の代表的なものであった。しかし、右のような藩主斉興直々の規制は、本資金の性格を大きく左右することになる。

第二節 島津斉彬と「御宝蔵格護金」の再把握

第一章で見たように、国元に天保十五年までに完備された御宝蔵格護金であったが、斉興が藩主であったうちはその消極的な琉球政策を反映して大きく手がつくことはなかった。御宝蔵格護金の活用が検討されるのは、嘉永四年（一八五二）に襲封した藩主斉彬のもと、安政年間に入ってからとなる。

次に「史料五」として示すのは、安政二年（一八五五）、斉彬の側役・堅山利武⁽¹⁷⁾が処理した御趣法人からの伺いとそれに対する堅山の返答⁽¹⁸⁾である。この中で、斉彬に引き継がれた御宝蔵格護金のあり方を垣間見ることができる。

「史料五」 「堅山利武公用控」 八⁽¹⁹⁾

十二月十一日

一、御国元御払金之儀、当年中何程有之候て可相済哉申上候

様被仰付置候、御趣法御用人江申渡相成候処、当年中御払丈之所は相済可申候得共、来年之処御手当無之申出候由ニ付、何れ大坂表ニて御借入相成候ては、利足さへも致増長候事故、御宝蔵格護金之内より四万両位御取替被仰付置候ハ、大砲船代料御下ケニ相成候節、御入付ニ相成申候ハ、何用可有御座哉之伺壹通

右豊後殿より

(中略)

十二月十一日⁽²⁰⁾

一、用心金四万両之義、是は不宜様ニ存申候、大坂新借之三万両を早々国へトシ候様申遣可然哉と存候、(後略)

ここでは国許の支出を諮問された御趣法人の回答および伺いの内容が記されている。御趣法人によると、国許の財政は当年中の支出はなんとかなるが、来年は不足するという。しかし大坂で新規の借入を行えば利息が増えるばかりなので、御宝蔵格護金から四万両ほどひとまず立て替え、「大砲船代料」(後述)が御下げとなる際に(この御下げ金で御宝蔵へ立て替え分を)補填してはどうか、と提案している。

御趣法人の直面していた国許の支出増大という状況の背景には、当時斉彬の進めていた様々な近代化政策、とりわけ集成館事業の影響があったことは言うまでもない。斉彬の藩主襲封以前、

弘化四年（一八四七）〜嘉永二年（一八四九）までの三年間の薩摩藩の国許収支を見ると、全体としては黒字で計上され、国許はむしろ、借財の処理と江戸表への莫大な送金を行う大坂に対して送金を行う立場にあった。当時国許の貨幣収入は一ヶ年平均で七万二八四九両二歩とされ、対する支出は一ヶ年平均で七万四六一両、差引八六八四両の余りとなっている。そして支出の中には「大坂江為替金」として約一万五〇〇〇両〜二万五〇〇〇両ほどが毎年計上され、大坂への送金に充てられていることがわかる⁽²⁰⁾。

しかし斉彬が藩主となり、反射炉建造をはじめとして嘉永五年（一八五二）以降に磯での集成館事業が本格化するにつれ、国許財政に対しては、これまでとは逆に大坂から五万両以上の送金が行われる状況が常態化する⁽²¹⁾。反射炉建造は元より、洋式軍船の建造、常平倉の実施、鑄砲事業、台場の構築など、斉彬の主導する様々な政策・事業によって国許支出は膨張の一途をたどっていた。このような状況下で、財政運営にあたる御趣法用人としては、大坂での新規借金調達に頼ってこれら进行处理するよりは、国許に眠る巨額の資金を活用すべきと判断したのである。

しかし、こうした御趣法用人の意見に対して側役の豎山の示した意見は否定的であった。「史料五」後半の一つ書きに見る通り、豎山の判断は「不宜様ニ存申候」というもので⁽²²⁾、御趣法用人の提案は却下され、大坂で新借により三万両を国許へ下すことが提案されている。一見御趣法用人の提案はもつともなものであり、見込み通りであれば御宝蔵内の資金は一時的に減少するにすぎ

ない。しかし豎山は、御宝蔵格護金に手を付けるにはなお強い制約があると認識していたと思われる。

ところがこれをきっかけにしてか、当の斉彬は逆に御宝蔵格護金への関心を強めてゆく。斉彬が注目したのは、格護金のうちにある古金の存在であった。

さきの御趣法用人の伺いから間もない安政三年（一八五六）正月、斉彬は御宝蔵格護金内に存在する慶長金などの調査を命じることになる。

「史料六」「豎山利武公用控」九

正月十四日

一、御国元五十万之内、慶長其外古金余程有之、式朱金杯は式万位も為有之様ニ御覚被遊候間、慶長金は三方程も有之候ハ、少しは残置、余は爰江差出引替候ハ、相応ニ余勢も可有之との 御沙汰ニ付、石見へ申聞御国元江申遣候様可仕旨申上置候

(中略)

正月十六日

一、先日承知仕候御国元五十万ノ内ニ、慶長金并享保・文政之度杯御金有之候様御取覚被為入候間、当時ニては費成ものニ付、御引替相成候ハ、余程御余勢ニも可相成、尤慶長金は少々有之候ハ、残置、二、三万も有之候ハ、相応ニ余計可相成、式朱金は二万両位は有之候哉ニ御取覚

〔表一〕安政二年十一月の古金銀引替増歩

慶長金	100両につき	金207両
元禄金		金143両
享保金	10貫目につき	金213両
元文金		金120両
文政金	100両につき	金104両2分
真字二分判		
五両判	10貫目につき	銀13,930目
元文銀		銀10,690目
文政銀	100両につき	金108両
古二朱銀		金101両
新二朱銀		

註：小葉田淳『日本の貨幣』（至文堂、一九五八年）一九三—一九四頁をもとに作成。

ろう。水野忠邦による改革の一環として改鑄を行った幕府は天保十三年（一八四二）八月までに文政金銀の通用を停止し、天保金銀への切り替えを図る。新貨の流布と旧貨の回収を進める幕府は大坂の両替商などにその引替業務を命

被為入との御沙汰奉伺候付、今日山口喜三右衛門江、石見殿江右之趣申上、御国元へ御間合相成候ハ、何分相分可申管候間、其上何程御取寄相成候義杯は可被仰付義と存候間、何れ之筋御間合有之候方宜と申置候

一つ目の一つ書きにあるように、斉彬は格護金には古金がいくら含まれているはずとし、慶長小判は一部を残し置きつつも、金含有量の高いこれらの古い貨幣を江戸で「引替」えれば「余勢」となるはずであるから調査せよと命じた。おそらくこれは、幕府の改鑄にともなう旧貨回収時の増歩引替を目的としたものであ

じるが、その際文政金銀には種類に応じて1%または10%の増歩割増引替を行う措置が取られた⁽²³⁾。このような旧貨引替時の増歩は文政の改鑄以前の貨幣についても定められており、安政二年一月には古金銀の引替増歩が「表一」のようになっていた。慶長金・享保金などは約二倍の増歩がつけられていることから、これらは特に斉彬の注意を引いたのである。『史料六』二つ目の一つ書きでは、先年まで流通していた文政金とあわせて慶長金・享保金が特に触れられている。このように、側役の堅山が慎重であったのに対して、斉彬は積極的に御宝蔵格護金に手をつけようとしていた。

さて斉彬の指示を受け、さっそく国許では調査が行われた。次に示す「史料七」はやや長文の引用となるが、『史料六』における斉彬の命令を受けて作成されたと思しき史料で、御宝蔵格護金のあり方について詳しく知ることができる。便宜上、前半後半で史料をそれぞれ【A】と【B】とに区別した。【A】は国許の家老・新納久仰（駿河）が同じく家老の島津久宝（豊後）らへあてたもので、続く【B】は【A】中に述べられた「別紙」にあたる国許の御趣法方が行った調査報告となる。両者とも一冊の縦帳にまとめられている。

〔史料七〕「国許御宝蔵格護金之儀ニ付申出ル留」⁽²⁴⁾

【A】

爰許御宝蔵江御格護相成居候五拾万両之内江、古金銀可有之

哉被 思召候付、何年鑑之古金銀何程可有之哉相糺、銘々年鑑相記早便可申上越 御内沙汰被為在候段被中越趣致承知、御趣法方江相達、同所江御格護相成居候右一卷帳を以取しらへ候処、何れ現金御改無之候而者帳面迄二而者能々分り兼候処、右之内二者 御朱印御切封之株茂有之候付、改方之儀別紙之通申出、右者御差急ぎ之筋二茂奉伺候得共、御切封之株有之候付而者直様何様共難致差図候付、一卜先此段御内用を以申越候条被達御内聴、何分被申越二而可有之候以上

但銀之儀者、御格護相成居候筋二者不相見旨申出候
辰二月廿九日 新納駿河

島津豊後殿
島津石見殿
島津伯耆殿

【B】

御宝蔵江御格護相成居候御金之内古金銀有之哉ニ被 思召候付、何年鑑之古金銀何程可有之哉、取調候様被仰渡趣承知仕、御趣法方江御格護相成候右一卷帳取しらへ申候処、初度九度目迄時々相届候株之内、四度目届二而御宝蔵内三番御金棚入左之通

天保十年亥十月十日

一、小判金九万兩

但式千兩宛入箱四拾五、百壹番方百四拾五番迄
内式万八千兩 草文字

小判金

但百四番	百七番	百拾五番
百拾八番	百貳拾番	百貳拾七番
百貳拾九番	百三拾番	百三拾壹番
百三拾貳番	百三拾四番	百三拾五番
百四拾番	百四拾五番	

残 合拾四箱

金六万貳千兩
但三拾壹箱分都而保之字小判金

(行間朱筆)

内六千三百兩朱引番付之通御入付、箱之内方保字小判金二繰替候様笑左衛門殿方致承知、碓山将曹出会二而引替いたし候、尤海老原宗之丞二茂相勤候事、尤百拾五番之内草文字小判金子七百兩、保字小判金三百兩入付有之
卯九月廿九日 三原藤五郎

外二

天保五年午十一月廿二日
一、小判金八千兩

式千両宛入箱四ツ、九拾七番方百番迄銘々番付有之
一、大判金百枚

二拾五枚宛四箱二入、壹番方四番迄

右之通三番御金棚入之筋ニ御帳面相見得、右四度目届之
内保ノ字新金壹万両天保十年亥十月十日 御手許御
用ニ而笑左衛門殿方碓山人郎右衛門江被相渡候筋ニ相
見得、其外右之通三番御金棚江御格護相成居候処、其後
卯年前文朱書入之通繰替相成、百式拾番方百四拾五番迄
草文字小判金有之筋ニ相見得申候、右付而者何れ現金御
改無御座候而者右帳面迄ニ而者能分り兼申候得共、
御朱印御切封之株茂御座候付、御改方之儀者何分御吟味
次第奉存、此段申上候以上

但銀之儀者御格護相成候筋二者相見得不申候

辰二月廿九日

御趣法掛

まず、【A】から見よう。江戸からの指示をうけ、国許の新納
は直ちに御趣法方に調査を命じた。御趣法方とは財政難のさなか
文化十年（一八一三）に島津重豪によって創設された役座で、財
政を管掌する勝手方内部に新設されたものである。諸役座からの
掛御用人と調掛によって構成され、勝手掛家老のもとで「財政経
済政策の可否得失を審議」することにその役割があったとされる
(25)。そして調所による天保改革時にはこの掛御用人と調掛が増
員、金銀米銭等の出納の一切に御趣法方掛御用人の認可が必要と

されるなどの権限強化が行われた。本役座は島津重豪以来の改革
体制において財政運営上に極めて強い権限を有しており、斉彬期
にも引き継がれてゆく(26)。

さきの史料からもわかるように、御宝蔵格護金も基本的にはこ
の御趣法方が管理していたらしく、新納は御趣法方で「格護」し
ていた「一卷帳」を取り調べた。しかし帳面だけではよくわから
ないので、いざれ現金を確認してみる必要はあるとしつつも、「御
切封之株有之候付而者直様何様共難致差戻候」と、斉興の「御切
封」がなされているものもあるので、急ぎの用とは存じているが
すぐには（現金を实見する調査の）指示はしがたい、とする。そ
して、ひとまず帳面から得られた御趣法方の報告【B】を挙げ
るとどめている。豎山利武同様、斉興の名で施された嚴重の封
印に強い規制を受けていると言えよう。

次に、【B】の御趣法方が調査した書類上での御宝蔵格護金に
ついてみてみよう。御趣法方で保管されていた「一卷帳」によれ
ば九度にわたる「届」が記されており、そのうち四度目にあたる
「三番御金棚」についてのものが転記されている。その内容をま
とめると以下の通り。

【一番箱く四番箱】

大判金二五枚入×四箱 一〇〇枚。

【五番箱く九六番箱】

記載なし。別棚か。

【九七番箱く一〇〇番箱】

小判金二〇〇〇両入×四箱〃八〇〇〇両。

【一〇一番箱〜一四五番箱】

小判金二〇〇〇両入×四五箱〃九万両。うち十四箱・二万八

〇〇〇両は草文字〃文政小判(天保十年段階)。残り三一箱・

六万二〇〇〇両はすべて天保小判。

御宝蔵内では番号付された「御金柵」を単位に、さらに通し番号を付された箱で総額五〇万両にも及ぶ資金を管理していた様子うかがえる。ここで報告されているのはその一部に過ぎない。そして古金の詰め替えが適宜行われており、調所の命によって島津(碓山)将曹・海老原宗之丞(清熙)など当時の調所体制下の主だった人員(註)が立ち合い、極めて厳重に行われていたことがうかがわれる。この記録の上からでは、少なくとも三番御金柵については文政金以前の貨幣は含まれておらず、天保金への詰め替えが進んでいる。調所のもとでも古金の「繰替」は行われていたのである。

新納の意見のもとにもなったであろう御趣法方役人の「御朱印御切封之株茂御座候付、御改方之儀者何分御吟味次第奉存」という見解は、前藩主斉興による御切封を破り、御宝蔵格護金に手を付けるということが高度な政治的判断を要請していたことを物語る。しかしいっぽうでは「史料五」に見たように御趣法用人から積極的な御宝蔵格護金の活用が提案されるなどの状況もあり、財政運営の中核に位置する御趣法方(註)としては、これを活用するために家老クラス——ひいては藩主斉彬の判断を求めていた

とも推測される。

さてこの新納による報告「史料七」と思われるものは、翌月二八日には江戸に達して斉彬の御手許へと上がったらしい。江戸の堅山利武は以下のように記録している。

「史料八」「堅山利武公用控」十

一、御国元御格護五十万之内、古金有無相糺候様被仰付候付御家老衆へ申出御問合相成候処、御金箱之内朱判切封印も有之候事故、直様改方も調兼候二付、形行を以御問合之趣有之候二付、三月廿九日御手許へ差上候

この内容から、やはり先ほどの「史料七」の新納による報告が作成された辰二月とは、安政三年二月とみて間違いないだろう。

かくして古金詰替を目的とした御宝蔵格護金の活用は、新納の報告が「御手許へ差上」となることで斉彬の判断にゆだねられることとなった。

小括

調所広郷の改革により形成された「御宝蔵格護金」は、天保十五年までに五〇万両の予定額に達し国許の城内二ノ丸の蔵に備え置かれたものである。その初発は重豪の命によるものであり、完備の際には時の藩主・斉興による「至重ノ書」によって琉球についての海防関係での支出に用途が限定され、同時に「斉興公御

朱印之御切封」によって封印が施されるなど、重豪・斉興の藩主としての権威に強く規制される性格を有していた。

斉彬が藩主襲封を果たすと、近代化事業の推進に伴う国許支出の膨張に対応するため、御宝蔵格護金の活用が模索され始める。国許の御趣法用人の提案に端を発し、斉彬は封印されていた御宝蔵格護金の再把握に積極的に乗り出してゆく。斉彬は格護金内の古金に注目し増歩引替による利益の活用を構想するが、格護金に施された権威付けが高度な政治的判断を要求し、最終的な取扱いは家老レベルから斉彬の判断にゆだねられることとなった。

第二章 「御宝蔵格護金」の課題とその克服——斉彬から久光へ

第一節 斉彬期における活用の論理と実態

前章では、斉興期に御宝蔵格護金が形成されたのち、斉彬のもとでの再把握がすすめられ、活用が模索され始めることを確認した。

さきの安政三年初頭における御趣法方および新納久仰からの報告を受け、斉彬はどのように対処したのであるか。斉彬はなお積極的であったと想定されるが、格護金の活用は思わぬところから動き出すこととなる。さきの新納の報告が江戸の斉彬に渡った直後の安政三年三月、かねて調整を続けていた將軍家定と篤姫との縁組が老中阿部正弘より内達される²⁹。これを受け、斉彬

は篤姫の婚礼費用に御宝蔵格護金を用いることを命じるのである。

「史料九」「豎山利武公用控」十一、六月六日条

一、御宝蔵御入付金五十万之内五万兩此節

篤姫様御一条二付、先年十萬兩御積金ニ相成居候処、大方表方江御取替ニ相成居、其土地震ニ付、別て御金御差支相成候二付、大砲着岸いたし代金相下り候上は御入付可相成候間、右之通差登せ候様町飛脚可申越旨被仰付候、尤大船代金相下候ハ、当年式万計は屹と入付候様被仰付候付、則豊後殿へ御達申置候

(中略)

一、御宝蔵五十万之内古金有之候ハ、御引替ニ可被差出候付、被差登せ候様 御沙汰被為在、其段伯耆殿へ御達申置御問合ニ相成候処、古金は無御座旨御返答有之候書面可被遊御覽との御事ニ付、被差出候様蓑田伝兵衛へ有馬仁左衛(「門」脱カ)を以口合させ置候

先に二つ目の一つ書きから触れておくと、斉彬は「史料六」の後も古金詰替を重ねて命じていたようだが、島津久福(伯耆)の回答は「古金は無」いとのこと、この回答書を斉彬は確認しようとしている。久福の報告通りであればすべてが天保小判に詰め替え済みということになるが、このあと確認するように、安政三

年六月六日段階ではまだ御宝蔵内は実見調査が行われていないので、久福の報告は新納久仰同様に趣法方の帳面・報告からのみでの判断であろう。

さて最初の一つ書きに戻ると、篤姫の婚礼にあたって斉彬は「御宝蔵入付金」から五万両を江戸へ送るよう命じている。かねて婚礼費用のため一〇万両の積み立てをしていたが、多くは表方の支出を立て替えるために使ってしまった、さらに前年に江戸を襲った安政大地震による出費で江戸表では「御金差支」えとなっていた。このため御宝蔵格護金を用いようというものである。

厳密に考えるのであれば、この支出は直接「外寇防禦ノ備へ」とかわるものではなく、斉興の「至重ノ書」が示した用途から外れてしまう。そこで取られたのが、傍線部に見られるように、あくまで御宝蔵格護金からの拠出は一時的なもので、後々補填することを建前とする論理であった。

史料にあるように、補填にあたって「大砲着岸いたし、代金相下り」あるいは「大船代金」とあるのは、幕府の注文によって安政元年七月より薩摩藩が建造を開始した軍艦二隻（鳳瑞丸、大元丸）、及びその代金を指すと思われる⁽³⁰⁾。これについてはのちに幕府より三万両の代金が支払われることになる⁽³¹⁾ので、この時点での「代金」は支払いを見越してのものであろう。このように、御宝蔵格護金とは本来の用途（「外寇防禦ノ備へ」）を外れる限り、使用した金額は補填されるべきものとされた。そして、差し当たっては軍艦代金が入り財政に余裕が出たときにこれを充当する、

とする論理は、史料上初めて御宝蔵金格護金の活用が検討され始めた安政二年末時点ですでに御趣法用人が述べている。遠からず幕府より軍艦代金の支払い（御下）があるというのは財政担当者に共通した了解事項であった。その上にたって「当年式万計は屹と入付候様」と斉彬が命じている点に、御趣法用人はもちろん斉彬にも、少なくとも建前の上では⁽³²⁾御宝蔵格護金がなお本来の用途を外れては容易に動かすことのできない資金であったことをうかがわせる。斉彬の初めの構想が古金の繰替によって生じる増歩引替の利益を活用することであったのも、五〇万両という本来の備蓄額を、名目の上では損じることができないと意識したためであったとも考えられよう。しかし、「取替」＝建て替えを名目とした引き出しによって、斉興による規制は次第に切り崩されてゆくことになる。

さて斉彬の指示はただちに江戸から国許の新納久仰へ達せられたようで、対応する記述が、次に示す新納の日記中に確認できる。

「史料十」「新納久仰雑譜」安政三年六月条

一、今日（六月二二日）、九時分町便到着、去ル九日江戸仕出也、今般江戸御慶事ニ付、御用金も可有之候ニ付、爰元御宝蔵御格護之内より五万両程、近便より江戸江差廻置候様御沙汰ニ而候旨、豊後殿より問合相達候、且又安藤平八御金取扱不勘弁之趣、并近江殿・上村十左衛門事

共、書役問合相達候事

(中略)

一、六月廿五日、出勤、四ツ打切りより二之丸御宝蔵江、先日江戸問合之通、五万両之御金出し方ニ参候、御趣法方御用人向井新兵衛・福崎助八、御側役名越彦太夫、其外御役々、定之通出會ニ而、御蔵戸前は致開方候へ共、御金柵之鑰合兼候付、及吟味候処、程久敷明ケ方無之候付、現在取覚居候者不罷居、合鑰又及糺方候得共、不尋得、何分ニ茂無申訳次第ながら、今日は御金柵は開キ方不相調、八ツ過引取候事

(中略)

一、今日(六月二十九日)出勤、四ツ打切りより二之丸御宝蔵江差越、御役々出會開方いたし候、御金壹万両出し置候、近日中江戸江差廻候賦也、尤今日ハ鑰等も都而相揃ひ、以来之儀も取扱致し、あき様相究候事也

新納の日記によると、六月六日の江戸における命令は九日出立の町便で二二日には国許へ達し、御宝蔵格護金のうちから五万両を江戸へ送ることが命じられている。

これをうけ、新納は三日後の二五日に御趣法方の役人らを引き連れ御宝蔵へ向かうが、蔵の戸前までは開いたものの、御金柵の鑰(鍵)が合わずに開かないという事態に遭遇する。この鑰とは、「史料三」に見た表御番所で管理されているという箱入りの鑰で

あろう。新納の調べによれば、久しく御金柵を開放しなかったため鍵の開け方を覚えている者がおらず、合鍵も見つからないという有様であった。こうしてこの日は開錠を諦め、四日後の二十九日になんとか開錠するに至る。ようやく一万両を引き出し、近日中に江戸へ発送することとした。そして新納は「尤今日ハ鑰等も都而相揃ひ、以来之儀も取扱致し、あき様相究候事也」として鍵をすべて取りそろえ、今後の開け方も取り決めたとしている。

ここから、安政三年六月二二日段階まで御金柵の開錠はなされたことはなかったと判断できるので、さきの六月六日の島津久福による報告は、最初の「新納による報告同様に御趣法方に保管された帳面をもとにしたものと思われる」。

その後、この一万両は無事江戸へ送られたことが斉彬の側役豎山の記録から確認できる。

「史料十一」「豎山利武公用控」十二

一、金壹万両

右御国許御宝蔵御入付之内より、平七郎右衛門・長谷場六郎才領ニて相届、渋谷御屋敷へ蒲生郷右衛門・三原藤五郎両人名前ニて相廻し候ニ付、玄碩事外出ニ付八郎・仁左衛門江為請取、左候て入 御聴候処、御蔵へ入置候様被仰付候由ニて、右兩人より御蔵へ御入付いたし候事

平・長谷場兩名を才(宰)領として江戸に到着した一万両は、渋

谷の薩摩藩下屋敷⁽³³⁾へ蒲生・三原両名の名前で送られ、斉彬の指示により御蔵へ納められた。二名の宰領をつけた上での移動から勘案して、おそらく輸送されたのは現金であろう。

その後、新納久仰の記録によれば安政年間に六度にわたって計七万五〇〇〇両が引き出されることとなる。

「史料十二」 「新納久仰雑譜」 安政五年

一、十一月八日、黒霜寒強昼晴天、毎之通り出勤、四ツ打切リヨリ二之丸御宝蔵へ差越候、御趣法方御用人福崎八助・御側役代猪飼御太・御納戸奉行有馬次郎右衛門其外御役々相揃ヒ、御宝蔵虫付ニテ、此内ヨリ御立替之筋二決シ置候ニ付、右御蔵へ御格護金頭高五拾万両之内、七万五千両ハ此内海防御手当旁ニテ一往被差出、当分四拾式万五千兩ト大判金百枚御格護ニテ、外ニ御家老方格護金箱式拾七、又別段格護金箱式竿、都テ外御庭内御土蔵へ移方イタシ、且又御手本等へ有之候御金等彼是取合式万兩余有之候、右之御金等モ角之御蔵脇ニ近頃御取建相成候小土蔵へ入付有之候モ、都テ今日外御庭内前条御蔵引并二棟有之候ニ付、右之二棟ニ御金棚共配合セ御格護イタシ候間、余程隙取、暮時分御家老切封之分ンハ入付相済候ニ付、拙者退出イタシ候、御趣法掛切封等ハ夜入暫時傳相掛候テハ難濟時宜ニテ候事

安政五年七月に島津斉彬は急死するが、同年十一月に御宝蔵の「虫付」を理由に国許ではこれらにある資金の移し替えが行われ、その際御宝蔵金の残額などが新納久仰らによって行われている。引き出された七万五〇〇〇両はあくまで「海防御手当」等を名目としているが、実際には篤姫の婚礼費用などに用いられたことはすでに見たとおりである。しかし、差出は「一往」一ひとまずの、仮の⁽³⁴⁾ものに過ぎないとあくまで留意している点に、御宝蔵格護金が本来的には五〇万両に補填されるべき性格のものであったことが現れている。

以上を踏まえると、調所から斉彬が継承した御宝蔵格護金は斉彬の政策を大きく助けるものであったが、いっぽうで斉彬は斉興や調所の制約から完全に解放されてはおらず、自由に御宝蔵格護金を活用するまでには至らなかったと言えるだろう。格護金の「差出」は、建前として常に後の補填を前提とする「取替」に過ぎず、初発における斉彬の構想であった古金の詰め替えにしても、斉彬自身が当時江戸にあったこと、そして父斉興の切符による規制で現状の実見調査すら思うように進まなかった。

また何より、斉興自身が存命で江戸にいたことが斉彬の行動を制約したのではないだろうか。激しい藩内対立と幕閣をも巻き込んだ父の強制隠居によって藩主の座にいた斉彬⁽³⁵⁾にとって、斉興の存在は少なからず桎梏となった。その斉興の腹心であった調所が、半世紀近く藩政に君臨した重豪の君命をうけ備蓄した五〇万両が簡単に動かせる財源とみなしうるはずもなく、堅固美麗

の御宝蔵に納められ、当時の藩主直々の「至重ノ書」・「御朱印之御切符」による封印で用途を限定されるなど、成立・維持の過程において権威付けが施され、その扱いに一定の規制がかけられていた。

またこのことは、斉彬期における藩政運営のあり方ともかかわって斉彬藩政の課題を浮き彫りにしている。

第一に、藩政中枢の人事面での問題である。激しい藩内対立を経て襲封を実現したものの、斉彬は人事面での刷新はあまり行わなかった。筆頭家老島津久宝は藩主一門の四家に次ぐ家格・所持のいわゆる門閥上士層であり、斉興期には斉彬の排斥に加担するなど守旧派と名高かった。新納久仰は斉彬に登用され勝手掛家老・改革方内用掛として国許での政策をよく支えたが、斉彬死後は藩政を後見した斉興に同調して集成館事業の縮小などを行っており、その限りでは保守的な側面も見られ、結局斉興死後には罷免されることとなる⁽³⁶⁾。また側役堅山利武についても、安政四年に斉彬が久宝の免職を画策した際には新納久仰とともに反対し、久宝の免職は実現することはなかった⁽³⁷⁾。御宝蔵格護金をめぐる新納や堅山の行動の鈍さは、こうした側面の表れとしても捉えられよう。

第二に、財政運営とのかかわりから、御趣法方の問題がある。御趣法方についてはすでに第一章で述べたが、この役座は調所以前、島津重豪のもとで創設され、藩主側廻の人材を中心に財政運営上に極めて強い権限を有した。その専断的なあり方は反調所派

の厳しく糾弾するところとなるが⁽³⁸⁾、藩主の強いリーダーシップを財政運営に及ぼすうえでは有効に機能する面もあり、近代化事業をはじめ、様々な課題に率先して対応を主導した斉彬にとっても必ずしも障害となるばかりではなかった。結果として、斉彬は御趣法方について監察体制の強化を図りはするものの⁽³⁹⁾、ついに解体することはなかった。斉彬は調所の改革による恩恵も受けつつ、その悪弊の改善にも取り組まなければならない難しい藩政運営を迫られていたのである。御宝蔵格護金をめぐる一連の動きは、それを端的に表すものであった。

第二節 久光期の御宝蔵格護金

安政五年七月、島津斉彬は国許で急死する。跡を襲った茂久（忠義）は祖父・斉興の後見を受けるが、斉興は斉彬の推し進めた集成館事業の多くを縮小・廃止してしまう。斉彬の様々な近代化事業が国許支出を膨張させ、大坂における藩債を再び増加させたことを受けた措置でもあった。

斉彬死後の御宝蔵格護金については、前節の「史料十二」に見たように安政五年十一月に虫干の機会を利用するかたちで残高の確認が行われている。五〇万両のうち、斉彬のもとで使用されたとされる七万五〇〇両がこのあと補填されたのかは定かではない。前後して増加した藩債についても斉興の御手許資金から六万両が拠出され処理されることとなり、新納久仰らが処理にあたった⁽⁴⁰⁾。

けれどもこうした斉興の政策は、安政六年（一八五九）に斉興自身が没するや改められ、「国父」として藩政の実権を握った島津久光のもと薩摩藩の近代化諸事業は再興される。さらに文久年間以降にかけては久光の率兵上京や薩英戦争、そして第一次長州戦争など藩領内外を問わず大規模な軍事行動が発生したほか、琉球通宝の鑄造、藩札発行など多彩な経済政策が展開されたことで、久光期における支出の膨張は斉彬期をしのぐことになる。

こうした状況下で、「御宝蔵格護金」もはやかつてのように權威に守られ続けるわけにはいなくなつた。久光のもとで島津久宝、新納久仰をはじめとした藩政中枢に残る保守派は一掃され⁽⁴¹⁾、御宝蔵格護金にも大規模な抛出が求められていく。そこには、斉彬の構想もまた引き継がれていた。

下に示す「表二」は、当時藩財政内に設けられていた特別会計の一種「御内用金」⁽⁴²⁾について、文久三年（一八六三）の収支を示す帳面⁽⁴³⁾をもとに作成したものである。ここに示しているのは支出の最後に「外二」として別枠で記載された項目で、「右三口之儀は、御宝蔵より直様御払出相成、御買物方蔵本立等二不相成株」と註記があることから、御買物蔵などからの抛出ではなく、御宝蔵格護金からの緊急の支出として計上されたものと理解される。その額は二九万両余にも及ぶきわめて大規模なものであり、すべて長崎での支出に関係する。No.1では長崎における蒸気船の買入、および長崎商法^{II}長崎貿易に関する大坂への送金で一〇万両余が計上され、No.2、No.3ではやはり長崎へ宛てた送金にそれ

ぞれ一〇万両程度があてられている。安政六年の函館・横浜・長崎の開港以降、薩摩藩も長崎での貿易に積極的に参入していた。そのための資金として、久光のもとでは御宝蔵格護金が用いられていたのである。

[表二] 文久三年「御内用金」支出中の御宝蔵格護金抛出

No.	項目	金 (両)
1	蒸気器械并積船共御買入用長崎御商法本手ニ大坂江小判を以御続相成候	100,000位
2	堀勘兵衛才領ニ而及両度長崎江御続相成候	100,125位
3	伊地知源左衛門才領ニ而して長崎江御続相成候	90,000
	小計	290,000位

註：「御内用金本払」（『玉里島津家史料』三、文書番号：八四二）より作成。

[表三] 元治元年大坂御蔵支出中の「古金繰替」に関する項目

	項目	金		
		両	歩	朱
収入	古金御繰登相成雑金繰替本	102,541		3
支出	国許御下金（内古金繰替之雑金込ル）	205,829		1

註：「大坂蔵本払」（『玉里島津家史料』四、文書番号一二五四）より作成。

このような安政期以降の新たな状況への対応に加えて、久光期には、斉彬の構想を実現させる形での活用も見られた。元治元年（一八六四）の薩摩藩大坂御蔵における収支帳面⁽⁴⁵⁾を見ると、収入に「古金御繰登相成雑金繰替本」という項目があり、国許から仕寄せられた古金十両が、大坂御蔵で「雑金繰替」の元手として計上されている。「表三」。そして、支出中には「国許御下金」として二〇万両余もの額が国許への送金として計上されているが、その注記に「内古金繰替之雑金込ル」とされている。ここから、国許から「古金」が「繰替」のため大坂へ送金が行われ、同地での「繰替」の結果、得られた「雑金」が国許への送金に含められていることがわかる⁽⁴⁵⁾。

この「古金」の拠出元について、元治元年にどうであったかは定かではないものの、先ほど一部を抜粋した文久三年の「御内用金」内に関係すると思しき記述が確認できる。すなわちこの年の国許における「御内用金」収入には、「判金繰替御宝蔵御格護之内」として六万七〇〇〇両余が計上されているのである。

以上より、少なくとも文久三年段階で御宝蔵格護金から小判を「繰替」のために引き出して繰り替え、その益金を国許支出の財源へとあてていたこと、そうした古金繰替による国許財政の補完が元治年間まで継続されていたことがわかる。残念ながらこのとき「繰替」の行われた貨幣の種類や結果生じた益金などの具体的な数量は定かでないものの、御宝蔵格護金の再把握後に古金繰替に注目した斉彬の構想は、久光期になって実現することになったと

言えよう。そして、それらを可能とした背景には、斉彬期よりいっそう危機を増した内外の情勢からくる必要性に加えて、斉興の死と、斉彬のなしえなかつた藩政中枢の人事刷新があつたと考えられる。一説には文久三年をもって御趣法方は廃止されたと言われるが、斉彬から引き継いだ調所期の継承をめぐる諸課題は、久光期をもってようやく克服されることとなつたと言えよう。しかしここでは無計画な藩札・琉球通宝の濫造による藩内幣制の混乱という新たな問題が発生しつつあり、薩摩藩は最幕末までその対応に追われることになるのである⁽⁴⁶⁾。

小括

安政地震の被害、そして篤姫と将軍家定との婚礼によって生じた江戸表出費をきっかけとして、斉彬による御宝蔵格護金の活用は動き出すこととなる。斉彬は江戸表会計の逼迫と婚礼費用を名目に御宝蔵格護金からこれらを拠出することとし、以後、数度に分けて七万両以上が引き出されることになる。しかしながらその実態はあくまで一時的な建て替えを名目とし、将来における補填が前提とされるなどなお課題を残すものだった。その背景には、格護金に権威を施した斉興が未だ健在であつたことに加え、斉彬期の行財政運営体制が、人員的にも組織的にも調所期のものを引き継いだことからくる限界があつた。

こうした調所期の「継承」をめぐる諸課題は、古金繰替の構想と併せて久光期に引き継がれることとなる。斉彬の死後、一時的

な政策の後退はありつつも、久光が実権を握ることで格護金の活用は本格化する。文久期には長崎における外国貿易の資金として格護金に大規模な支出が求められるいっぽう、集成館事業以来増大する国許支出を補う財源として、大坂からの送金に斉彬の構想した格護金内の古金繰替が利用され、御宝蔵からは大量の金が引き出されることとなった。内外の危機の深化、斉興の死、保守派の一扫、そして外国貿易の開始といった種々の要因が絡まりあい、斉彬期にはなしえなかった調所期の継承の課題が、久光期において克服されてゆくことになる。

おわりに

本稿では、調所から斉彬へ引き継がれ、さらに久光のもとで幕末薩摩を支えた薩摩藩の財政面の特徴のひとつとして「御宝蔵格護金」に注目し、その形成から各期における継承の問題をいくつか取り上げた。各章で明らかにした点はそれぞれの小括で述べたのでここでは繰り返さず、今後の課題と展望について述べたい。第二章にわたる分析からも分かる通り、島津斉彬は調所体制下―斉興期の改革の成果を継承し、その積極的な活用を目指していたが、それゆえにある種の限界も存在していた。御宝蔵格護金はこれを端的に物語る存在であろう。藩財政の一部が御宝蔵格護金のような藩主の権威に強く規制される位置づけをもったものには、極

度の財政窮乏に悩まされ続けるなか、安永・明和期より断続的に続いた重豪・斉興（調所）の改革によって、藩主およびその側廻諸役の権力がとりわけ財政方面に拡大を続けていったという事情を反映していると考えられる。こうした背景を踏まえつつ、十八世紀後半以降、重豪の治世から形成されていった薩摩藩の行財政機構が、調所の改革以後幕末にかけていかなる実態を有していたのかを今後明らかにしていく作業が必要である。

いっぽう御宝蔵格護金をめぐる一連の動きの中で際立ったのは、斉彬もまた藩財政運営に関して強い関心を持ち、これに積極的に関与していた点である。古金繰替を提案し調査を推し進めるなど、時に斉彬の知見は側役の豎山や家老の新納に先んじるものであった。その実現は久光期へと持ち越されることとなるが、同じく斉彬の時代に計画され、久光のもとで実現した琉球通宝の鑄造に鑑みたとき、このような貨幣に対する高い注目は幕末期の薩摩藩財政のひとつの特色として捉えられるのではないだろうか。さらにくわえて、同時期の幕政とのかかわりは無視できない。御用頼⁽¹⁾の老中で懇意の関係にあった阿部正弘⁽²⁾や、同じく老中の松平忠優など幕閣との関係を通じ、幕府の安政改革は斉彬、ひいては薩摩藩自体の動向と密接にかかわっていた。同時期の薩摩藩は、洋式軍船の建造や御用錫の買上を通じて幕府の要請に応えつつ、江戸において幕府を相手取った前借金の交渉を進めている。国許における試験的なものも含めた諸産業・国産品の振興、あるいは大坂における新規借銀の調達は、江戸の動きと少なから

ず連動したものであった。このように、安政期を中心とした薩摩藩の財政運営は斉彬の構想を核に国許・大坂・江戸の複雑な連携の中でなされており、その全体像を今後は明らかにしていく必要がある。今回断片的にしか用いることのできなかつた嘉永・安政期の財政帳簿類の分析とあわせて、引き続き検討を深めていきたい。

註

- (1) 島津重豪は宝暦八年(一七五八)から天明七年(一七八七)まで藩主の地位にあり、子の斉宣の襲封後も寛政三年(一七九一)まで藩政介助を行った。その後、文化五年(一八〇八)の文化朋党事件によって斉宣を隠居させると、孫の斉興を藩主としてふたたび藩政介助を開始。文政三年(一八二〇)に表向きは藩政介助を停止するが、その後も天保四年(一八三三)に没するまで隠居の身でありながら藩政に影響を与え続けた。
- (2) 「調所広郷履歴」(『薩摩藩天保改革関係史料』鹿児島県史料刊行委員会、二〇〇〇年)。
- (3) 薩摩藩の天保改革の詳細については、『鹿児島県史』第二巻ほか原口虎雄『幕末の薩摩 悲劇の改革者、調所笑左衛門』(中央公論社、一九六六年)、芳即正『調所広郷』(吉川弘文館、一九八七年)などに詳しい。
- (4) 例えば、「しかし調所の財政改革がなく藩財政が膨大な赤字を抱えたまま、その上国産品収入も思うにまかせぬ状態であったとすると、斉彬の事業やその弟久光の活躍はどうなっていたであろうか。それはともかく斉彬以後の薩摩藩活躍、それは近代日本の夜明けを準備するものであったが、その背景に藩財政の安定があったことは歴然たる事実であり、その点調所の存在

を抜きに、薩摩藩のみならずわが国幕末史の展開を考えることはできないはずである」(芳『調所広郷』五頁)との見解に端的に示されているだろう。

- (5) ただし、国許に備蓄された御宝蔵格護金五〇万両については、斉彬の命によって引き出されたことを芳即正氏が指摘しているが、主としては大坂からの借入金によって斉彬期の経費は賄われており、斉彬の死後、御宝蔵金によってこの借入分は処理されたとする(芳『調所広郷』一七四・一七五頁)。

- (6) 島津斉彬は嘉永五年(一八五二)に城下側の磯別邸に反射炉を建造したのを皮切りに、隣地に溶鉱炉・鑽開台を設置、その他ガラス・陶磁器・氷白糖などの工場を起こし、安政四年四月にこれを集成館と称した(『鹿児島県』第二巻、五〇頁)。同地で行われた様々な近代化事業を集成館事業と総称する。

- (7) 原口泉氏は、特に農政面について斉彬期は「ドラスティックな面は薄い」とし、従来の三島砂糖専売制の踏襲を「黒糖専売制を支柱とする経済路線調所体制の延長」と見る。そのうえで、斉彬の施策のなかでも新基軸として常平倉政策についての分析を行っている(原口泉「島津斉彬の「常平倉」設置について」『鹿大史学』四二、一九九四年)二頁)。

- (8) 先掲註(5)。

- (9) 「調所笑左衛門広郷履歴概略」(東京大学史料編纂所蔵、収蔵番号・さI・二二三・二七九)。

- (10) 「調所広郷履歴」は調所広郷の孫・稲富笑左衛門が明治十五年(一八八二)十二月に提出した報告書という体裁をとっているが、大半は海老原清照の作になるとされる(『薩摩藩天保改革関係史料』「例言」による)。

- (11) 『薩摩藩天保改革関係史料』。

- (12) 先掲註(11)。

- (13) 芳即正『調所広郷』一七三頁。芳氏はこれを斉興が改革続行を命じた天保四年(一八三三)三月のことであろうとしている。

- (14) 先掲註(9)。
- (15) 先掲註(11)。
- (16) 鹿児島歴史資料センター黎明館編『斉彬公史料』第一巻、一九八〇年、文書番号一九。
- (17) 堅山利武(武兵衛)は、嘉永二年(二八四九)より十一年にわたり安政期に島津斉彬の側役をつとめる。「堅山利武公用控」(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『斉彬公史料』第四巻所収の翻刻によった。以下、「公用控」)巻末の註記によると以下の通り。
- 公用控及公私控者、
 順聖公御側役・堅武兵衛利武所手記、以其自筆原本、写之別為十四冊、起于嘉永七年寅七月廿五日、終于安政四年巳三月廿一日、按利武自以嘉永二年十一月十二日為公御附時以御側御用人行御側役事、至安政五年公薨時、奉職于 公側、凡十一年云
 明治廿八年六月編集掛平田宗高誌之
 (「公用控」十四)
- (18) 末尾に「右豊後殿より」とあるように、伺書は御趣法用人から家老・島津豊後久宝の手に上ったものが、堅山へと渡されたものであると推測される。よって後半は敬語表現から言っても斉彬ではなく堅山自身の回答とみなせよう。「公用控」ではこのように、堅山の処理した様々な伺書や申出について書類の移動が記されており、「史料五」のように書類を内容の要約とともに列記したうえで、藩主斉彬へ上げる場合は「御手許ニ差上置候」あるいは「右奉行、豊後殿より四月十日被差出請取置候」(安政三年四月十日条)などと記され、逆に斉彬から下げられる場合には「右三行 御覧相済、四月十九日豊後殿江相渡候」(安政三年四月十八日条)などと記される。
- (19) 『斉彬公史料』第四巻。
- (20) 「諸組御蔵入免本銀并諸上納金本払総」(東京大学史料編纂所蔵、収蔵番号・島津家本さⅡ・二二六・五九)。ただしこの帳簿は「差分方」として一種の特別会計のようなものを包摂しており、この「差分方」を除いた収支は一ヶ年平均で六二九七両の不足となっている。
- (21) 「御内用金本払差引総」(東京大学史料編纂所蔵、収蔵番号・島津家本さⅡ・二二六・四)。
- (22) 「用心金」と表現されているが、直近の記事で該当するものはほかになく、額面も一致することから御宝蔵格護金のことを指すと考えられる。
- (23) 作道洋太郎「天保改革期の貨幣改鑄と大坂両替商」(『同志社商学』二〇(一・二)、一九六八年)。
- (24) 東京大学史料編纂所蔵、収蔵番号・島津家文書八二・七五。
- (25) 黒田安雄「薩摩藩の研究」(博士論文、一九九六年)二〇七頁。
- (26) 御趣法方はその後文久三年(二八六三)に廃止されたとされるが、明治二年(一八六九)まで存続したとする説もある(芳即正『調所広郷』二八〇頁)。
- (27) 島津将曹は弘化三年(二八四六)より家老。調所の登用によるものであった。
- (28) 「財政は従前より勝手係家老の特任たるに、改革に及んで広郷に委任し、家老も亦参政す、夫れ共利害得失を議するは趣法方の側用人亦用人の職とする所にて、其副に調掛数名あつて議を殊(ママ)にすれば、其可否は家老決をとる、金の出納は御趣法掛御用人に司らせ、出納は広郷証文を以て物奉行券を以て監督を厳にす」(薩摩藩天保度以後財政改革顛末書」第七号)
- (29) 芳即正『島津斉彬』一九〇・一九五頁。
- (30) 公爵島津家編輯所編『薩藩海軍史』上巻(薩藩海軍史刊行會、一九二八年)。
- (31) 幕府からの鳳瑞丸購入代金三万両は安政三年十二月二十九日に「御下渡」しとなった(「公用控」十四)。
- (32) 実際、軍艦代金が払い下げられた際にその用途の取り決めが

行われているが、その大半は借銀返済にあてられ御宝蔵への補填はまず考慮されていない（「公用控」十四、安政三年十二月二十九日条）。

(33) 芝・高輪の藩邸が海岸に近く、異国船渡来時の非常事態が懸念されたため嘉永七年夏に設けられた『斉彬公史料』第二巻、文書番号九〇）。

(34) 『日本国語大辞典』（第二版）によると、「一応・一往」は①一度行くこと、一度行なうこと等のほか、②ひととおり、ひとわたり、とおり一ぺん、大略、ひとまず、仮に、などの意味がある。

(35) 「嘉永朋党事件」「高崎崩れ」「お由良騒動」として知られる調所派と斉彬派の内訌。斉興の意を受けた調所一派が専断する藩政に対する不満や、琉球をめぐる対外政策についての斉彬と調所の対立を背景に表面上は御家騒動として展開し、嘉永二年には調所一派を除こうと計画した廉で五十名ちかい藩士が切腹・遠島・御役御免・慎などの刑に処された。しかし福岡藩に逃亡した一部藩士を藩主黒田斉博が保護して老中阿部正弘に報告、斉彬も阿部や伊達宗城らと通じ、斉興の行った琉球問題に関する虚偽の報告を追求することで最終的に斉興の隠居と自身の藩主襲封を実現した（山本弘文「天保改革後の薩藩の政情 いわゆる「嘉永朋党事件」を中心として」『経済志林』二六（一）、一九五八年）。

(36) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、二〇〇四年、一八二〇頁。

(37) 芳即正『島津斉彬』二二四・二二五頁。

(38) 嘉永朋党事件の際に福岡藩へ逃亡した木村時澄が同藩藩主・黒田斉博へ提出した上書によると、調所期の財政運営は「奥上り又ハ御内用上りと相唱へ、過分之金銀諸品物、御用部屋又ハ御趣法方江表方差出ニ相成分ハ、毛頭勘定無之」という状況で、「側向之者共」から証文で要求されればただちに物奉行が

金銀諸物を差し出したとしてその紊乱さが強調されている（「木村時澄書上」（島津斉彬文書刊行会編『島津斉彬文書』上巻、吉川弘文館、一九五九年所収）。しかしこれは弾圧された側の証言であるため幾分か注意が必要である。

(39) 安政三年の四月、五月にかけ、斉彬は「御趣法之儀」について豎山へ下問を行っており、御趣法方を中心に吟味役の設置などの検討を指示している（「公用控」十一）。

(40) 「新納久仰雑譜」安政五年十一月朔日条。

(41) 先掲註（36）佐々木著書十八・二二頁。

(42) 「御内用金」については、黒田安雄氏による研究に詳しい。同氏は「御内用金」を調所の改革時に設けられた改革資金であるとし、経常財政繰廻しの硬直を防ぐもので、より積極的には三島方や山林開発などの有利な事業に投資してその増殖をはかるところに本来の目的があったとする（黒田安雄「財政改革期の行政機構」二四〇・二四二頁）。またその投資事例としては、三島上下船への元手金貸付が知られる（藤本隆士・松下志朗「幕末における薩摩藩の海運について」（秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』お茶の水書房、一九七〇年）。天保改革以降の本資金については管見の限り明らかにされていないが、史料上、安政期以降にも島津斉彬のもとで積極的に活用され、久光期にも受け継がれていることが確認できる。しかしながら紙幅の都合上、その詳しい検討は別稿に譲りたい。

(43) 「御内用金本払」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『玉里島津家史料』三、一九九四年、文書番号八四二）。

(44) 「大坂蔵本払総」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『玉里島津家史料』四、一九九五年、文書番号一一二五四）。

(45) ただし、この支出中の「国許御下金」の項目には付箋で、「御蔵入払過半銀ニ而御座候処、子年中相庭并直を以金ニ相直申候付、本文通違目相成申候、尤現残之儀も、銀は十二月中之并直を以、金ニ相直候付、為御見合張紙仕置申候」との註記がある

ことから、実際の貨幣としては銀でやり取りがなされたものを相場に従って金換算した数字も含む形で記されている。

- (46) 琉球通宝をめぐる諸問題については、小葉田淳「幕末、薩摩藩の鑄銭について」(『国史論集』赤松俊秀教授退官記念事業会、一九七二年)、同「薩摩藩の琉球通宝と三井店」、安藤保「琉球通宝の鑄銭と安田轍蔵(上)」(『九州文化史研究所紀要』四二・四三合併号、一九九九年)、同「琉球通宝の鑄銭と安田轍蔵(下)」(『九州文化史研究所紀要』四四、二〇〇〇年)、徳永和喜『偽金づくりと明治維新 薩摩藩偽金鑄造人安田轍蔵』(新人物往来社、二〇一〇年)。

- (47) 藩が幕府と関係する際に世話になる懇意の関係を言い、旗本・老中などと懇意にすることで儀礼・政治的な局面で様々な便宜を図ってもらったという関係が一般的に見られた(岩淵令治『江戸武家地の研究』塙書房、二〇〇四年、補論二など)。

- (48) 嘉永六年十二月二十日末川久平宛早川書簡(島津斉彬文書刊行会編『島津斉彬文書』下巻一、吉川弘文館、一九六九年)。

審査委員講評

○安藤 保 委員

幕末薩摩藩の財政について、天保改革により蓄積された「御宝蔵格護金」に限定した事例検証である。今まで指摘されてこなかった新たな着眼点であり、今後の研究の広がり期待する。

五十万両の格護金は、斉興により使途が「外寇防禦ノ備」に限定されていたと認識され、斉彬も自由に利用することは憚られていたとし、それが安政元年の江戸大地震、篤姫輿入れなどにより利用され、久光期には支出の増大化のために自由に利用されるようになるとする。これが可能になる背景には人的交代があった。岩川拓夫氏の研究とも関連する研究である。

ただ、古金繰り替えによる利益金の存在は史料上窺えるが「御宝蔵格護金」が天保改革による利益であるとするならば、古金とはどの小判などを云うのか、検討の余地があるのではなからうか。

○佐藤 宏之 委員

本論文は、幕末期薩摩藩の財政運営における調所広郷の改革の継承と克服の問題について、御宝蔵格護金の活用実態を中心に分析したものである。

これまで砂糖専売制の整備や、藩債整理によって財政運営の阻害要因が排除されたこと、国許に巨額の資金が蓄積されたことなどが強調されがちであり、調所の改革のなにごとに斉彬の政治に引き継がれ、あるいは引き継がれなかったのか、具体的な検討を行われてこなかった。

そのような状況下で、財政構造に着目し、史料に即して分析した本研究の意義は大きいと考える。また、財政面に着目し、斉彬期にはなし得なかった斉興・調所期の継承の課題を久光期に克服するという、斉興・調所期と斉彬期と久光期を単純に連続的にとらえていない点が新鮮である。

今後、行政機構、財政機構の分析を組み込んだ幕末期薩摩藩の研究が進展することが期待できる。

○原口 泉 委員

通説的には、調所広郷の財政改革の成果として備蓄した五十万両は、島津斉彬の集成館事業の資金に充当されたと言われてきたが、本論文では「御宝蔵格護金」として斉彬存命中はもとより茂久・久光の時代に至るまで存続していたことを明らかにした。さらに、この「御宝蔵格護金」を通して幕末薩摩藩の財政構造や行政機構のあり方まで検証しようという意欲的な論文である。

その中で、これまで芳即正氏や黒田安雄氏によって若干の論証しかなされてこなかった御趣法方についてもきちんと位置付けを行ったことも評価したい。

今後の展望としては、まず本人も論文の最後に述べているように嘉永・安政期の財政帳簿類の分析と検討を進めて欲しい。さらには、久光期における長崎商法（貿易）の実態解明に挑戦してくれることを期待したい。

○宮地 正人 委員

緻密な分析で、調所財政と幕末薩摩藩軍事改革とが安易に結びつけられがちの薩藩近代化政策に一石を投じる好論文と拝読した。

論証のプロセスに異論はなく、斉彬ほどの藩主といえども父親の権威が相当制約しつづけているという指摘が印象的である。七十一頁で福元氏は斉彬が藩の人事問題についての困難さを述べているが、この問題は岩川論文での指摘ともかかわってくる部分であり、更なる解明が期待される。

福元氏は注記において幕末期薩藩の財政問題にも触れており、この手堅い手法で本論文の先の見取り図をつくっていったてほしいと希望する。